

【外国人採用業界で今注目の国インドネシア】 現地のリアルな声をお届けします

IJFA

×

CAM

CAREER ASSET MANAGE INC

CAM キャリアアセットマネジ株式会社

CAREER ASSET MANAGE INC.

本 社 東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービルディング8F

設立/資本 平成17年8月 50百万円

代 表 者 代表取締役 宮林 利彦

社 員 数 2,035名（グループ連結・2020年12月時点 派遣委託等を除く）

事業内容

■システム開発

・WEB勤怠管理システム・派遣管理システム

■採用戦略マネジメント

・外国人採用コンサルティング ・外国人ライフサポート

・新卒採用コンサルティング ・応募受付代行

・アウトプレースメントコンサルティング

■各種研修・トレーニングプログラム事業

■ペイロールアウトソーシング事業

■法務・労務・行政コンサルティング

■請負・委託構築コンサルティング

■大学等教育機関へのキャリア形成講座・セミナー事業

有料職業紹介事業許可：13-ユ-304211

『人・組織・経営』に関わる課題を解決する総合人事サービスを提供します

GMS

海外人材
マネジメントサービス



■CAM運営サイトのご紹介



海外人材マネジメントサービス
【GMS】



技能実習生送り出し機関紹介サイト
【センディングナビ】



留学生コミュニティサイト
【KAJI】



特定技能マッチングサイト
【Intertour】



技能実習生研修施設紹介サイト
【トレナビ】



海外情報発信メディア
【海外人材TIMES】

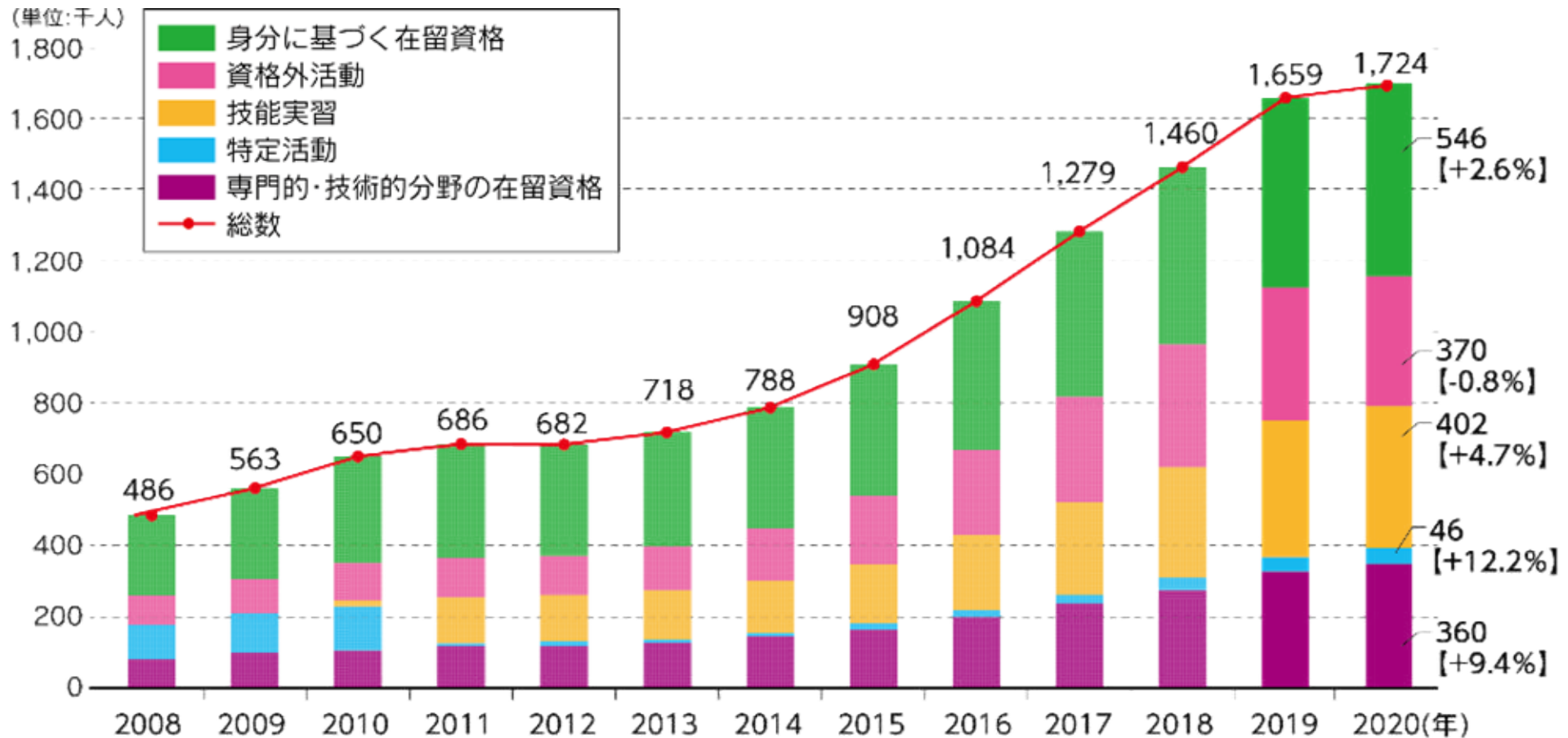
海外人材を活用される皆様や、日本で活躍される海外人材の方に
価値ある情報を提供してまいります。

A background image showing a business meeting. Two people are seated at a table, looking at documents with bar charts. A smartphone is visible in the foreground. The scene is lit with warm, golden light from a window, creating a professional and collaborative atmosphere.

第一部

「外国人雇用状況とその課題」

在留資格別外国人労働者数の推移



注1:【 】内は、前年同期比を示している。

注2:「専門的・技術的分野の在留資格」とは、就労目的で在留が認められるものであり、経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師等が該当する。

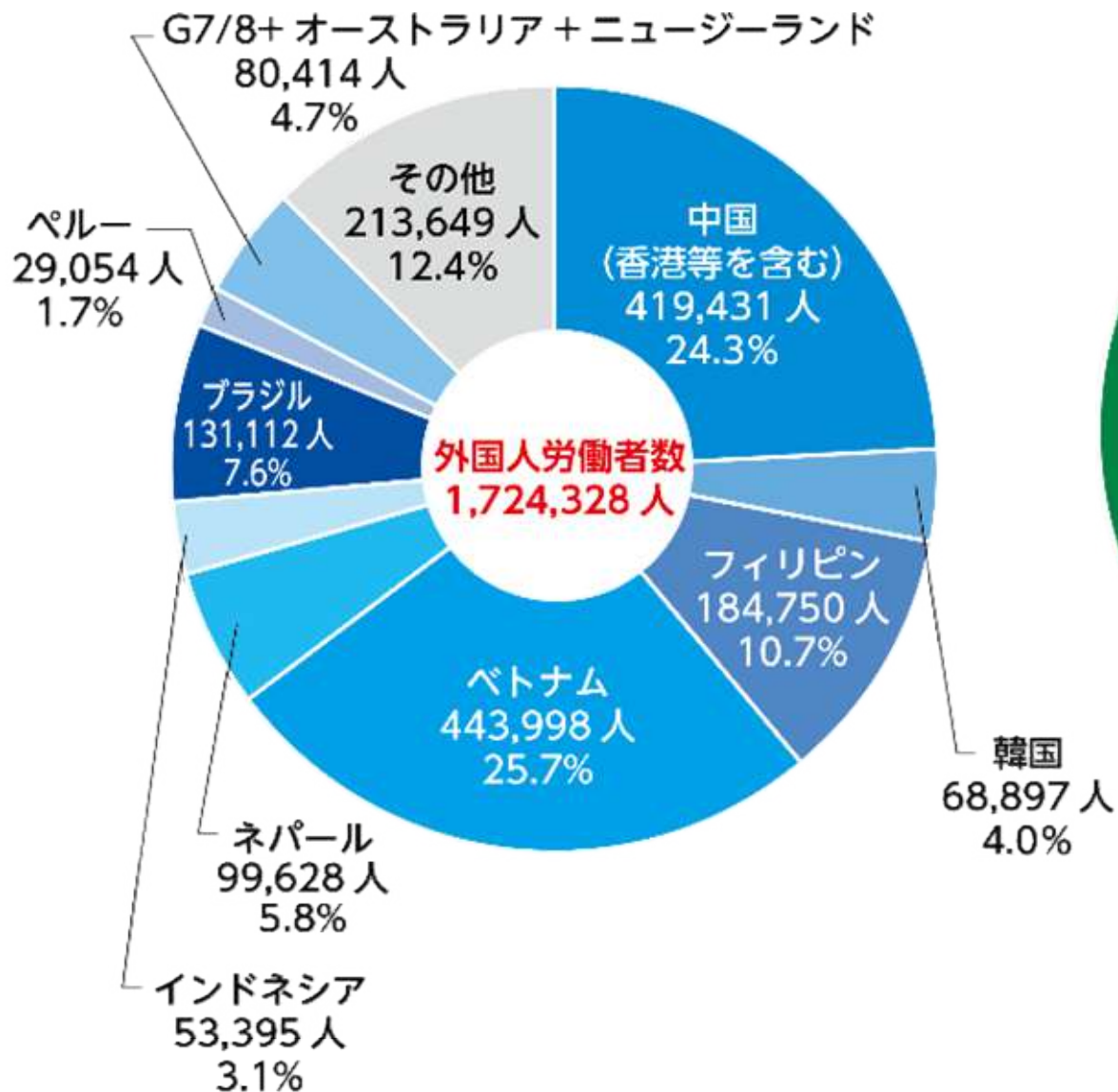
注3:「身分に基づく在留資格」とは、我が国において有する身分又は地位に基づくものであり、永住者、日系人等が該当する。

注4:「特定活動」とは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行うもの。

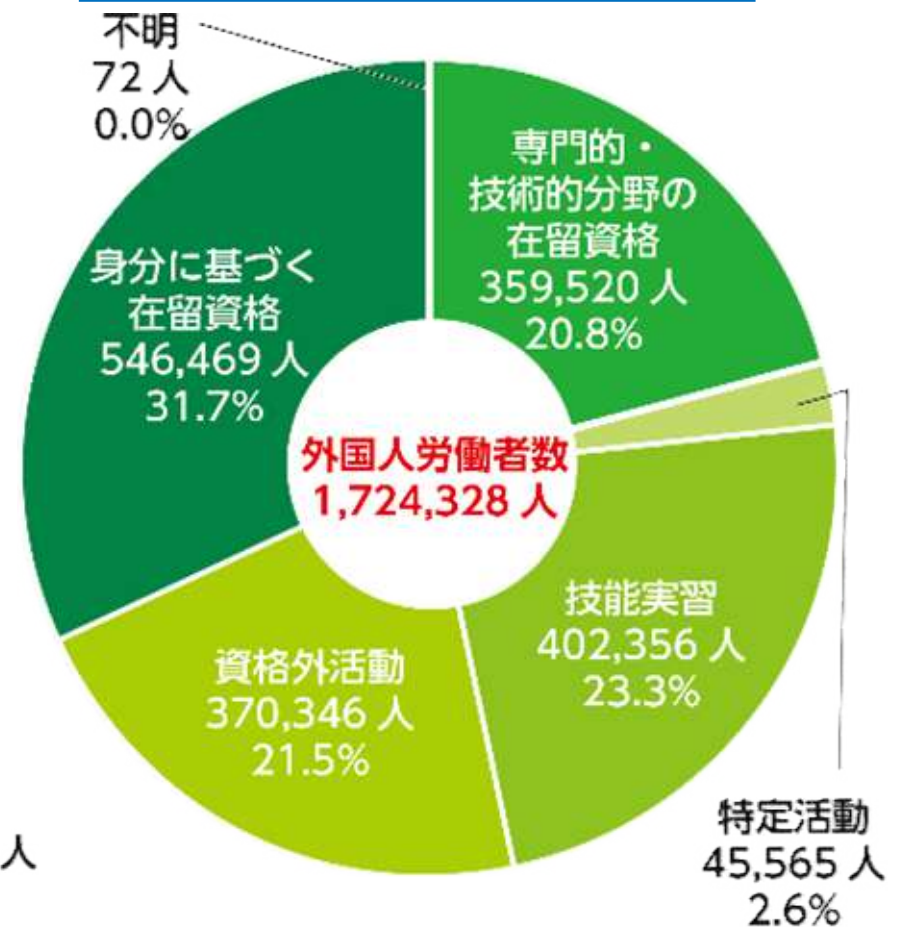
注5:「資格外活動」とは、本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うもの(原則週28時間以内)であり、留学生のアルバイト等が該当する。

国籍別外国人労働者と 在留資格別外国人労働者の割合

国籍別外国人労働者の割合

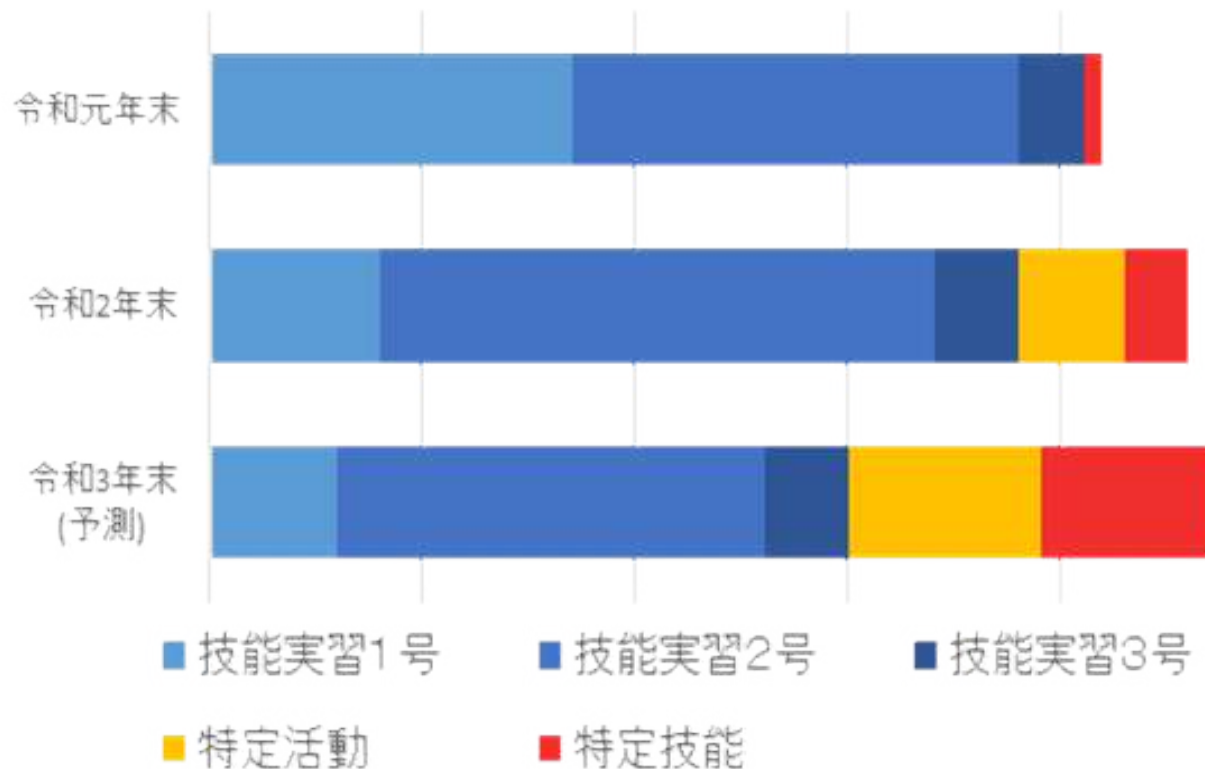


在留資格別外国人労働者の割合



国内外外国人労働者在留資格割合 (技能実習・特定技能・特定活動)

在留資格別 外国人 推移



新型コロナウイルスの水際対策で海外からの入国が出来なくなり、令和2年中、技能実習生の新規入国者数が大幅に減少しました。また、技能実習が修了したものの渡航制限により帰国困難な方が特例措置として「特定活動」となって日本国内にそのまま残っています。今年も3月から水際対策により渡航制限がかかっているため、同じような推移になることが予想されます。

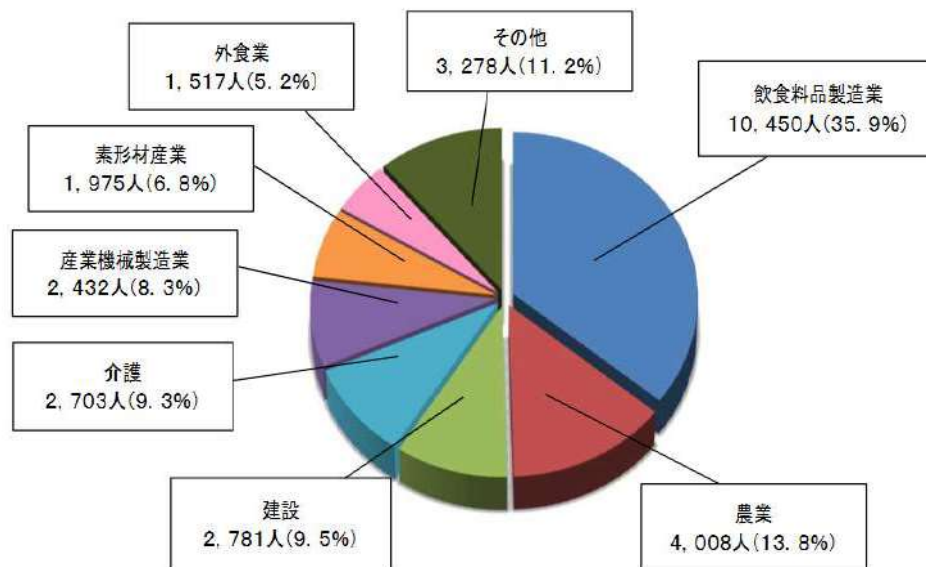
特定技能

帰国困難による「特定活動」の措置により、国内に在留中の技能実習修了者を特定技能として採用する傾向が増加。

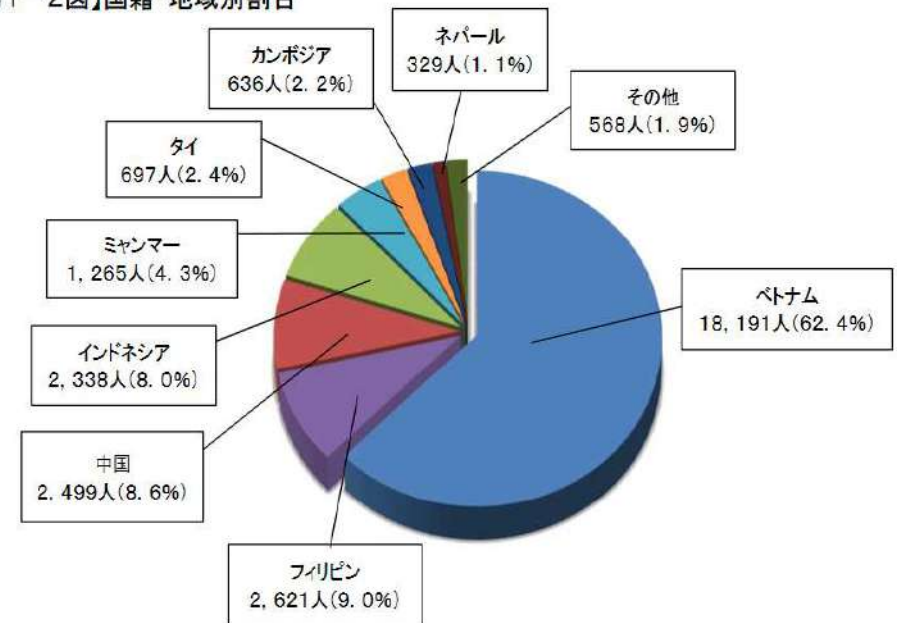
今年3月末時点で2万2567人、1年前の3987人から6倍近くに増加。

今年6月時点では2万9144人と更なる伸びを見せている。

【第1-1図】特定産業分野別割合



【第1-2図】国籍・地域別割合



※図の出典元は出入国在留管理庁発表資料から

特定技能が増加している要因

要因①

景況感の回復

要因②

海外からの渡航制限

要因③

制度への理解向上

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る上陸拒否措置等及び「外国人の新規入国制限の見直し」（概要）（令和3年11月5日現在）



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る上陸拒否措置等

出国前72時間以内の新型コロナウイルス検査証明の取得、入国時の検疫での抗原定量検査、入国後の自宅等待機・公共交通機関不使用要請等の防疫措置の詳細は厚生労働省のホームページを参照。

(1) 上陸拒否の対象地域からの入国

上陸申請日前14日以内に160の国・地域に滞在歴のある外国人については、「特段の事情」がない限り、上陸を拒否

（詳細については「[新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について](#)」を参照）

○「特段の事情」があるとして入国・再入国を許可する具体的な例は、次のとおり

- ①再入国許可（みなし再入国許可を含む。）による再入国
- ②日本人・永住者の配偶者又は子の新規入国
- ③「外交」又は「公用」の在留資格を有する又は取得する者
- ④令和3年11月5日付け、水際対策強化に係る新たな措置(19)2.（外国人の新規入国制限の見直し）に基づいて新規入国する者
→ 下記2参照
- ⑤入国目的に公益性が認められる者（個別事案ごとに関係省庁協議を経た上で公益性を判断）
※例えば、ワクチン開発の技術者 等
- ⑥その他人道上の配慮の必要性がある場合

(2) 上陸拒否の対象地域以外からの入国

上記(1)の措置に併せ、全世界を対象に査証発給の制限が行われており、現在、原則として「特段の事情」と同様の事情がある者についてのみ査証発給

※現在、再入国の場合を除き、原則として、入国前に在外公館において査証の取得が必要

2 外国人の新規入国制限の見直し

下記(1)又は(2)の新規入国を申請する外国人については、業所管省庁から指定された誓約書及び活動計画書を含む申請書式を日本国内に所在する受入責任者から当該業所管省庁へ提出し、当該業所管省庁から事前に審査を受けた場合、「特段の事情」があるものとして、新規入国を原則として認めるもの

(1) 商用目的又は就労目的の短期間の滞在(3月以下)の新規入国

(2) 長期間の滞在の新規入国

→ 制度の概要については、[厚生労働省ホームページ（水際対策強化に係る新たな措置\(19\)について）](#)を参照

令和3年11月8日時点

技能実習生が外国人の新規入国制限の見直しを利用して入国する場合に関するよくあるご質問について

Q1 「一般監理事業の許可を得た監理団体の実習監理を受けていること」が条件の1つとなっているが、当該監理団体に属する実習実施者（会社等）も技能実習法上の優良な実習実施者の要件を満たさなければこの制度を利用できないのか。
A1 一般監理団体による実習監理を受ける場合、実習実施者が優良な実習実施者でない場合も、本制度を利用することができます。
Q2 「一般監理事業の許可を得た監理団体」とはどの時点か。計画認定を受けた時点では特定監理団体であったが、現在は、同団体が一般監理団体の変更許可を受けている場合はどうなるか。
A2 業所管省庁へ申請を行う時点で、一般監理事業の許可を得ている場合には、本制度を利用することができます。
Q3 「過去3年間に於いて、技能実習法に基づく行政処分等を受けていないこと」が条件の1つとなっているが、技能実習法上の改善命令を受けた後、改善承認を受けている場合もこの制度を利用できないのか。また、行政処分等とは、何を指すのか。
A3 改善命令を受けた後に改善承認を受けている場合であっても、当該改善命令が業所管省庁から審査済証を交付された日から過去3年以内である場合には、本制度を利用することはできません。 また、行政処分等とは、技能実習法第15条に基づく改善命令、同法第16条に基づく実習認定の取消し、同法第36条に基づく改善命令、同法第37条に基づく監理許可の取消し及び事業の全部又は一部の停止命令を指します。
Q4 特定監理事業の許可を得た監理団体の実習監理を受ける技能実習生はいつ入国できるのか。
A4 その他の団体・企業の実習生の入国については、今後の水際対策等の状況に応じて受け入れていくこととなっており、詳細が確定次第、改めてお知らせいたします。
Q5 在留資格認定証明書の交付年月日が古い者から業所管省庁への申請ができることだが、最初に交付された在留資格認定証明書の有効期間が経過し、再度在留資格認定証明書が交付された場合はどうなるのか。
A5 最初に交付された在留資格認定証明書の交付年月日をもって、業所管省庁へ申請を行うことが可能です。 この場合、再交付された在留資格認定証明書の写しの上欄空白部分に、最初に交付された在留資格認定証明書に係る作成年月日及び申請番号を記載してください。
Q6 在留資格認定証明書の有効期間は経過していないが、新型コロナウイルス感染症の影響により、入国見込みが不明であること等を理由として、既に外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届出書を提出している場合、再度技能実習計画認定申請を行わなければならないのか。

1

2

3

外国人の新規入国制限の見直し（技能実習）について

<最終更新 R3.11.8>

- 外国人の新規入国については、令和3年1月以降、全世界を対象に査証発給の制限が行われており、入国を認める「特段の事情」と同様の事情がない限り入国ができない状況でした。
 - 今般、令和3年11月8日から一部見直しされ、商用・就労目的の短期滞在や就労・留学・技能実習等の長期滞在についても、一定の要件の下で、入国者総数の枠内で新規入国が認められることとなりました。
- ただし、留学・技能実習は、他の在留資格に比べ入国者数も多いため、段階的に入国を認めることとなっています。

※水際対策強化に係る新たな措置（19）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00318.html

<受入企業に求められること>

- ① 受入企業は、入国後14日間（※1、2）の待機施設（バス・トイレを含めて個室管理ができる必要があります。）を確保し、毎日の健康確認を行います。待機期間終了後は、業所管省庁に必要な報告を行います。
 - これらの防疫措置を②の監理団体に委託することもでき、監理団体においてオンラインにより入国後講習を行うことも可能です。
 - 新型コロナウイルス陽性者が出た場合、すぐに最寄りの保健所に連絡し必要な対応をとります。
 - ※1 一定の要件を満たすワクチン接種者は10日間、政府が認めるワクチン接種証明書の提出、10日目以降のPCR検査等実施が必要になります（入国日は0日目とカウントするのでご注意ください）。
 - ※2 今回の見直しにより、中長期滞在者についても、4日目以降は待機施設での待機ではなく、一定要件の下で行動計画に沿った「特定行動」が認められますが、留学・技能実習については、一定期間継続して実習を行うものであるため、行動制限の緩和は認められていません。
 - ② 受入企業は、以下の点について申請書等を作成し、業所管省庁の審査を受けます。
 - 1) 受入企業及び入国者は、誓約書に基づく防疫措置をとること（各在留資格共通）
 - 2) 受入企業は、一般監理事業での許可を得た監理団体により実習監理を受けていること。
 - 3) 受入企業及び一般監理団体が過去3年間、技能実習法に基づく行政処分等を受けていないこと。
 - 4) 申請する入国者の在留資格認定証明書の作成日が、「別途定める条件」で定めた範囲内であること。
 - ③ 業所管省庁から審査済証が交付されたら在外公館での査証申請を行います。
- ※ 誓約に違反した場合には、業所管省庁からの是正措置や、新規入国に向けた申請が一定期間受け付けられない場合があります。

<お問い合わせ先>

- (1) 新たな水際措置の内容や申請の仕組みについての一般的な御照会には、下記の「水際対策強化に係る新たな措置（19）」コールセンターにお問い合わせください。

入国緩和ポイント(技能実習生)

◆入国対象者と期間 1日**3,500人**

→在留資格認定証明書の作成日により入国時期が異なる

2020年1月1日申請者から一定の区切りを設定し入国時期を設定

◆ワクチン接種の有無による違い ファイザー、モデルナ、アストラゼネカのみ対象

→未接種者 待機期間**14日間**

→接種者 待機期間**10日間**

◆待機期間中の入国後講習

→**リモート**でも実施と認められる

◆入国前のPCR検査、移動、待機期間中の宿泊・食事の費用

→**原則実習実施者(企業)**の負担が望ましい

各在留資格の転職について

◆技能実習生

→基本的に**転職不可** ※あくまでも技能実習計画に則って在留しているから…。

◆特定技能

→**転職可**

※但し、転職すると必ず在留資格**変更許可申請**が必要。尚、変更許可後から、転職先での勤務開始可能

◆技人国等（所謂従来からの『就労ビザ』）

→**転職可**

※但し、『Aという会社で〇〇というお仕事するのでビザ下さい』が変更となるので、

『就労資格証明書交付申請』を行うことが**望ましい**

◆高度専門職1号

→**転職可**

※但し、転職すると必ず在留資格**変更許可申請**が必要。尚、変更許可後から、転職先での勤務開始OK！

※2号になれば、転職自由（変更申請の必要も無し）

海外から見た日本

日本の海外人材の労働環境は劣悪という話も…

我々がいま抱える課題に向き合い、
国際的な理解と支持を得るために
これからの数年が正念場です。

日本に求められていることは…

安心して働くことができる環境を作ること。

安心して生活ができる環境を作ること。

海外人材活用時の様々な障害

- 外国人という理由で不動産会社に契約を断られてしまった
- 電気ガス水道、インターネットなど物件ごとに契約、管理、支払い対応をするのは手がかかる
- 日本語教育といっても何をしたらいいかわからない
- 社宅の衛生状況や日常の様子が気になるが頻繁には確認にいけない

最悪の場合・・・

技能実習生なら**失踪**、高度人材の場合もせつかく

お金をかけて採用したのに**転職**する、なんてことも！

長く安定して外国人に仕事をしてもらうためにも、
企業にも、そこで働く外国人にもサポートが必要です。



受入企業

生活サポート

外部サポート機関



緊急時の駆け付け



言語サポート



定期的な面談

インドネシアについて



内容

1. インドネシア概要

基本情報

国土、気候
時差、最低賃金
通貨、教育
言語、文化
宗教、生活

・特徴

2. 提携送出機関TMMについて

TMMについて

特徴
企業面接までの流れ
職種分野の割合
入国前の講習



3. 新型コロナウイルス感染症状況

感染状況

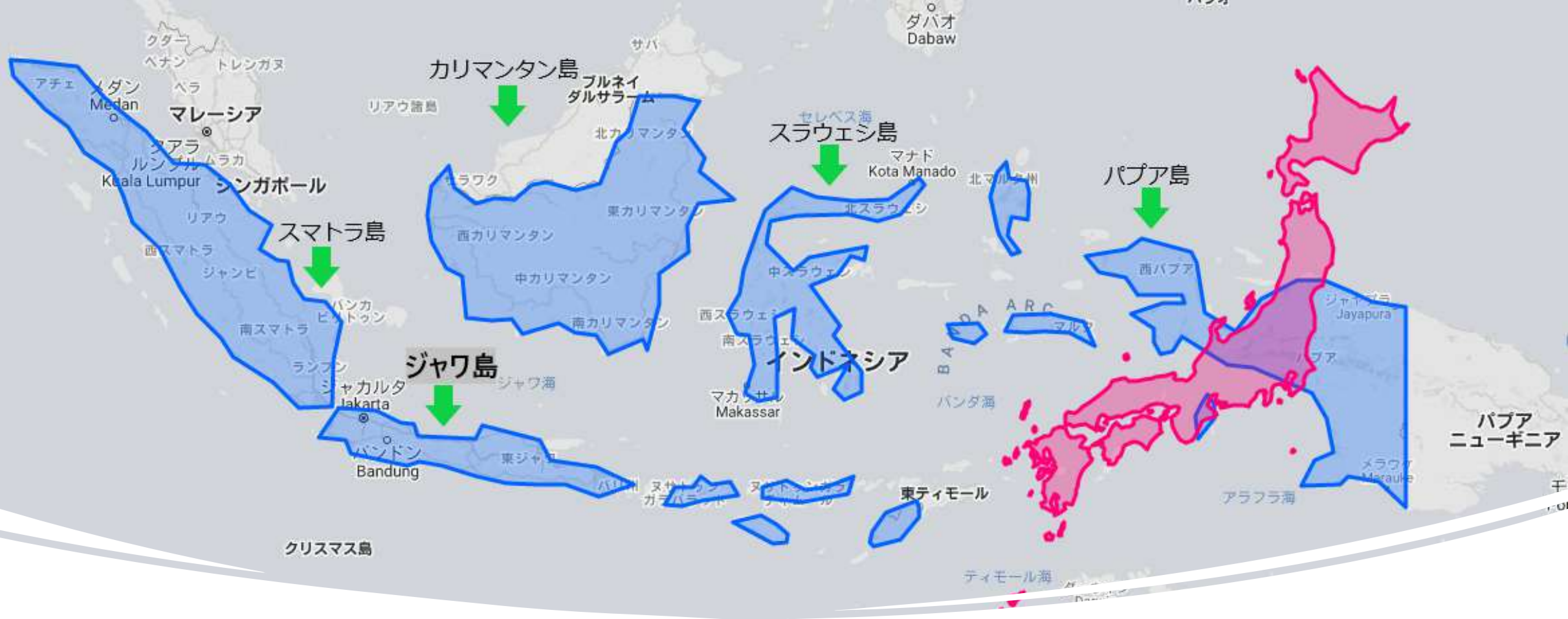
インドネシアでの対策

インドネシアへの出入国に関して

インドネシア共和国

- ・ **政体：大統領制・共和制**
- ・ **元首：ジョコ ウィドド大統領**
(2019年10月20日再任・任期5年)
- ・ **人口：2.7億人**
(2020年インドネシア政府統計・**世界4位**)
- ・ **首都：ジャカルタ**
(人口1,056万人・2020年インドネシア政府統計)
- ・ **労働人口：1.9億人**
(15歳~64歳・2020年インドネシア政府統計)
- ・ **全人口平均年齢：29歳** (日本：47歳)





国土

- ・面積： 1,905,000 km² (日本の約5倍)
- ・島数： 13,000以上
- ・主要5島： スマトラ島、ジャワ島、カリマンタン島、スラウェシ島、パプア島

時差

インドネシアには3つの時差がある。

- **西部時間 (WIB)**

→日本と2時間時差

例：スマトラ島やジャワ島など

- **中部時間 (WITA)**

→日本と1時間時差

例：バリ島など

- **東部時間 (WIT)**

→日本と同じ、時差無し

例：パプアやティモール島など

気候

赤道直下のインドネシアは熱帯性気候に属し、乾季と雨季に分かれる。

- **乾季**

4月～10月

ほとんど雨が降らず、湿度も低いので過ごしやすい季節。

- **雨季**

11月～3月

雨季でも、日本の梅雨のようにずっと降り続くことはない。

乾季・雨季問わず気温は21度～33度程度



東ジャワ州ブロモ山



ジャカルタ首都特別州



バリ州ヌサドゥア

通貨

通貨単位：ルピア（Rupiah・Rp）

- 10,000Rp = 約70～80円
- 10,000円 = 約1,250,000Rp

*2021/10/29レートによる



ジャワ島の最低賃金（月給）

情報元：2020政府労働局統計



地域	インドネシアルピア (Rp)	日本円 (¥)
ジャカルタ	4,169,000 ~ 4,791,000	32,000 ~ 36,000
東ジャワ	1,913,000 ~ 4,300,000	14,000 ~ 33,000
中部ジャワ	1,866,000 ~ 2,810,000	14,000 ~ 21,000
西ジャワ	1,831,000 ~ 4,798,000	14,000 ~ 36,000



教育

義務教育（9年間）

小学校：6年間

中学校：3年間

高校進学率：68%（日本：98%）

大学進学率：38%（日本：64%）

卒業・入学時期：6月・7月



言語

公用語：インドネシア語

現地の言語数：726

ジャワ語、マドゥラ語、バリ語等

同じ民族でも地域によって
言語の違いがある

敬語文化がある（特にジャワ語）



文化

- 島国
- 約300種族の民族が存在
- 全人口中ジャワ人が40.2%、スンダ人は15.5%、バタック人は3.6%など
- 世界遺産が9カ所に存在
(仏教寺院、ヒンドゥー教寺院など)
- 伝統的衣装、舞踊、楽器、家屋、等
- 共和制（民主主義と類似）

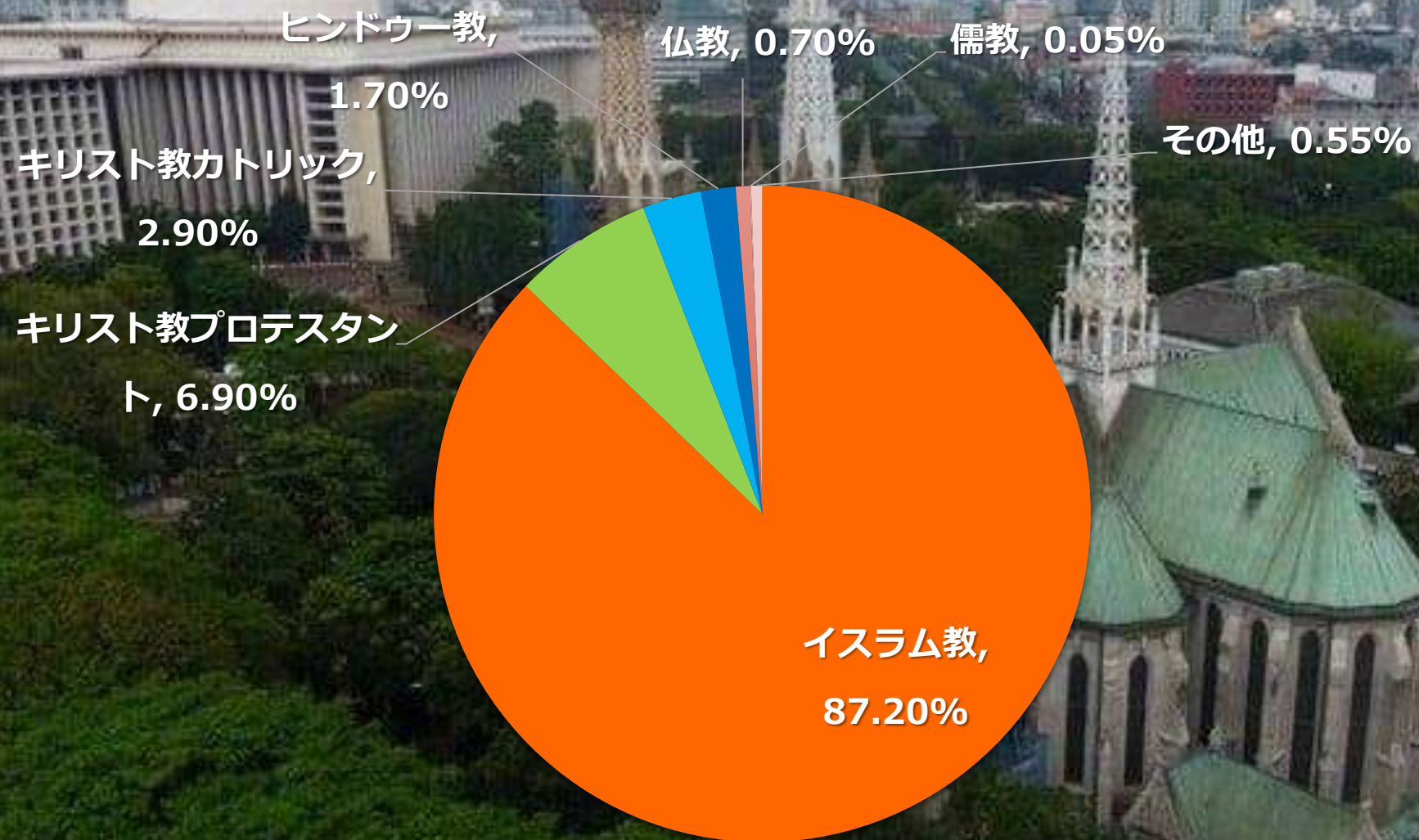
インドネシアの国是は、
「BHINNEKA TUNGGAL IKA（多様性の中の統一）」
まさに多様性こそがインドネシアという国の魅力である。



ジョグジャカルタ特別州プランバナン寺院群

中部ジャワ州ボロブドゥール寺院遺跡群

宗教



イスラム教について

- **お祈り**

(早朝、正午、夕方、日没後、夜の毎日5回)

- **ラマダン**

(毎年1カ月間の断食)

- **レバラン**

(断食明けの大祭)

- **豚とアルコールの飲食は禁止**





生活と特徴

- 家族思い
- 挨拶の時におじぎをする
- 多民族なので新しい人を温かく受け入れる
- 元気で面白くて明るい人が多い
- 頭を触らない
- 人前で怒られると落ち込みやすい
- 我慢強い、頑張り屋
- 思いやりがある（困っている人を助ける）
- 年上を敬う
- 分け合う



LPK Trimitra Matahari Mandiri

提携送出機関 TMMについて

- 教育訓練法人トリミトラ・マタハリ・マンディリ
(LPK **T**rimitra **M**atahari **M**andiri)
 - 設立：2015年
 - 本社：中部ジャワ州ウォノギリ県
 - 支社：西ジャワ州ブカシ市
 - 送出実績：現在1012名
- ◆ 株式会社IJFAはTMMの日本駐在を業務提携しております。





LPK Trimitra Matahari Mandiri

TMMの特徴

- 日本駐在（在東京）と提携
→現地及び日本国内での対応が可能
- 傘下の日本語学校（LPK MAJI）
→独自リクルートを実施
- リクルートの際は家族とも面談実施
→実習制度について家族への理解
→家庭環境の把握

設立以来 失踪者数 0 名





LPK Trimitra Matahari Mandiri

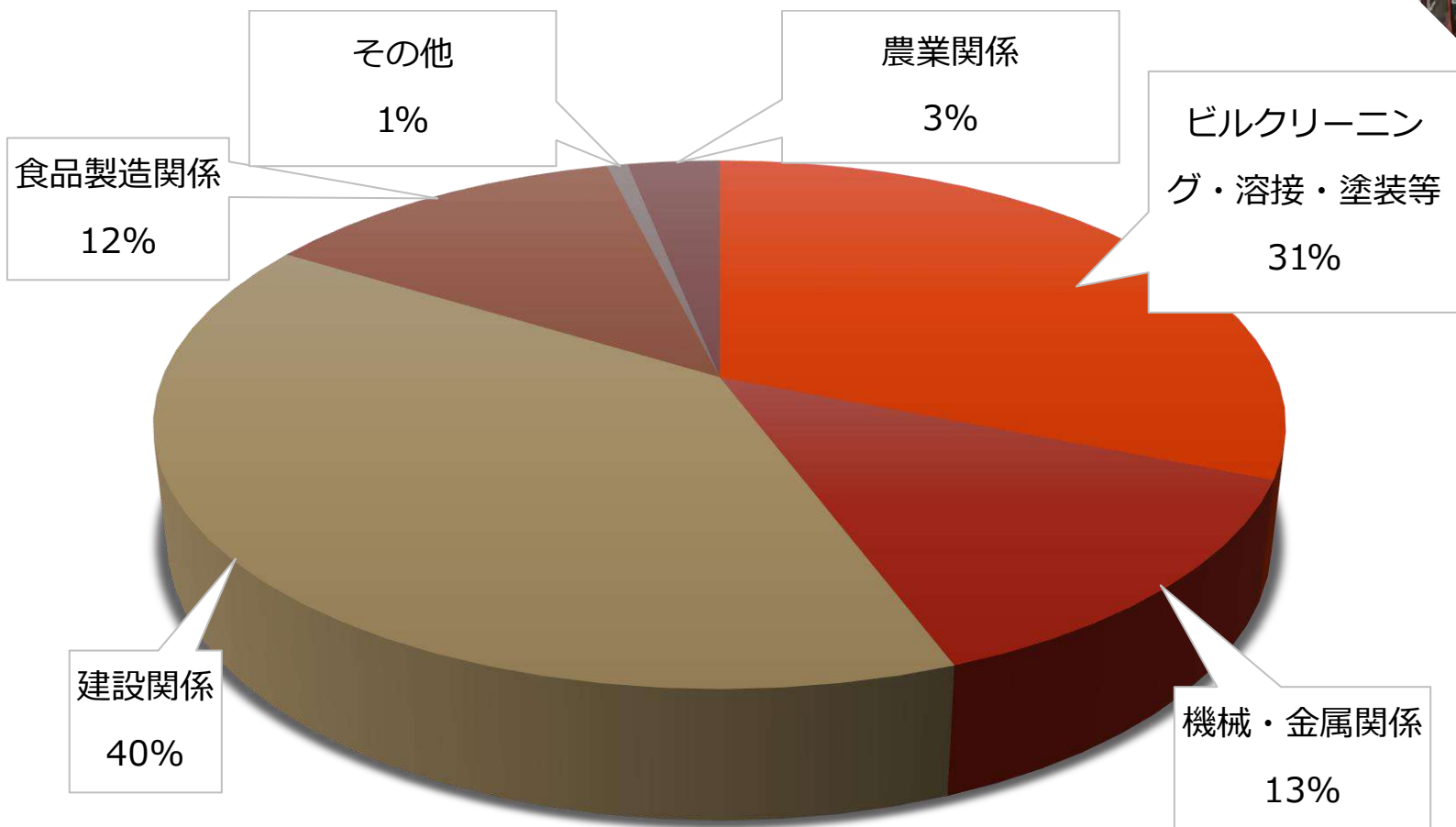
企業面接までの流れ





LPK Trimitra Matahari Mandiri

職種分野の割合





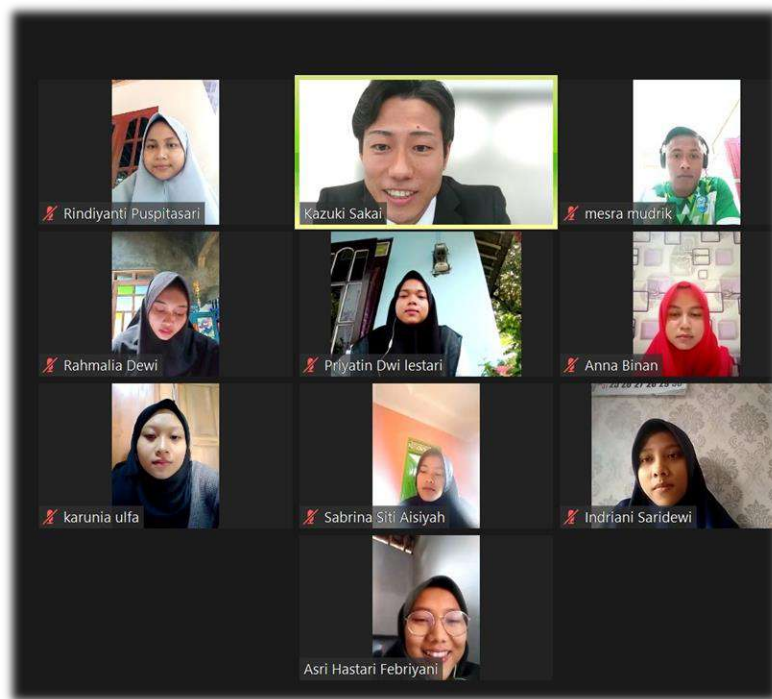
LPK Trimitra Matahari Mandiri

入国前の講習

- ・ 3か月間日本語・文化の講習を実施
- ・ 日本での宗教行事の指導
- ・ スポーツや給食等健康管理を実施
- ・ 日本人指導員より直接指導
- ・ 実習経験のある講師より直接指導

コロナ禍での対応

- ・ オンライン授業実施
- ・ 現在本社ウォノギリでは集合研修可能
- ・ 支社ブカシは現在、入国前の隔離場所として使用
- ・ 今後状況を鑑み集合研修の実施再開



新型コロナウイルスの状況

ワクチン接種人数

第1回目 : 125,394,487名 (46,3%)

第2回目 : 79,212,475名 (29,4%)

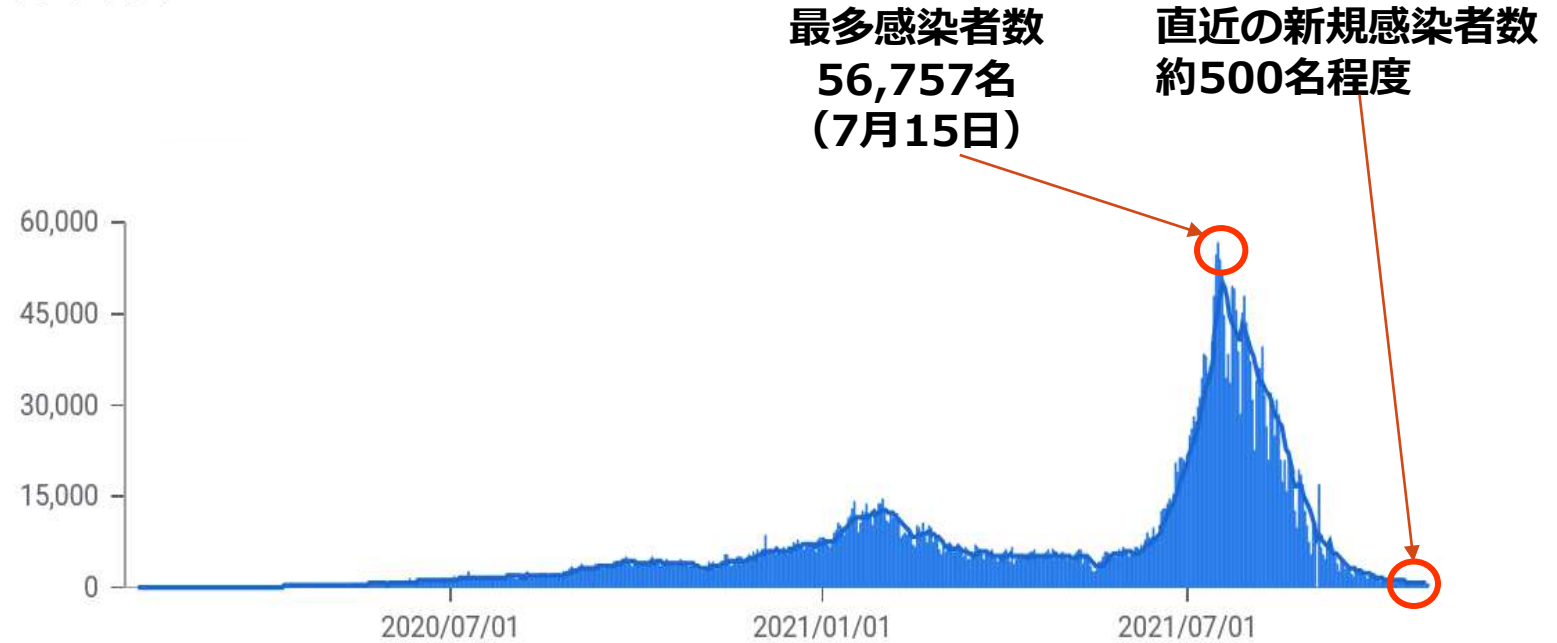
ワクチンの種類

- ①シノバック (中国)
- ②アストラゼネカ (イギリス)
- ③シノファーム (中国)
- ④ファイザー (アメリカ)
- ⑤モデルナ (アメリカ)

*2021/11/9時点

感染者数

インドネシア



【参考】他国の状況 (新規感染者数・11月5日現在)

フィリピン1,766名、ベトナム6,580名、ミャンマー1,002名、タイ8,148名 等

さらに人口総計と比較するとインドネシアではかなり落ち着いてきていることがわかる。

現地での 新型コロナウイルス感染症対策

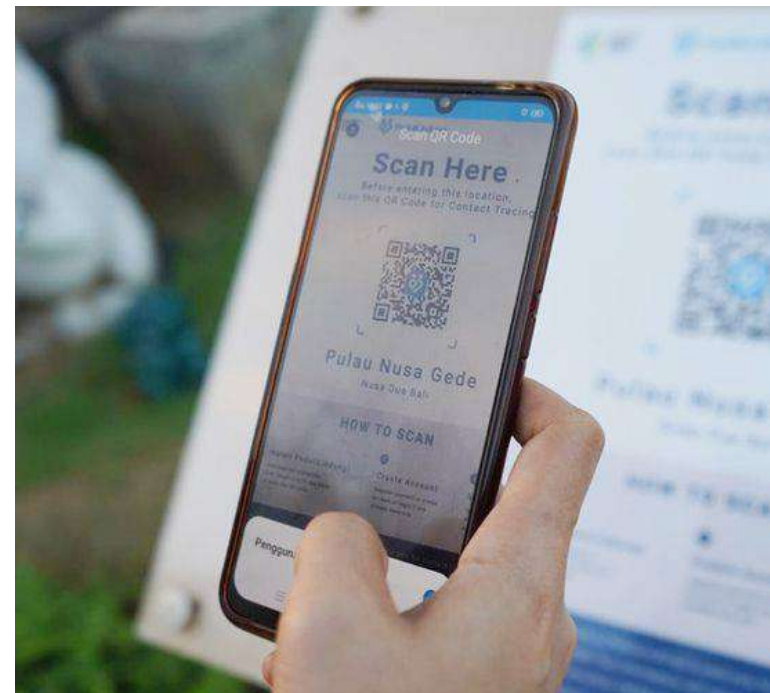
Peduli Lindungi
(プドゥリ・リンドウンギ/アプリ)

ワクチン接種2回実施

ワクチンパスポート発行

アプリのダウンロード・登録

店舗やショッピングモール等に入店可能



インドネシアへの入国の流れ



➤ 出発前

- 日本からの出国前の72時間前PCR実施
- ワクチン接種証明書・陰性証明書が必要

➤ インドネシア国籍以外の外国人の入国の場合

- 有効な滞在ビザが必要
- 隔離施設のためのホテル予約

★ 10月14日からバリ島がインバウンド観光を再開



TERIMA KASIH
ありがとうございました